

令和 6 年 第 2 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月21日（水）午後1時30分から午後2時43分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 （16人）

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田 恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤 和枝
委員	5番	齋川 英夫
委員	6番	小関 昭男
委員	7番	深澤 雄二
委員	8番	中島 福一
委員	9番	小林 秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原 洋子
委員	12番	小久保 勝
委員	13番	立川 幸一
委員	14番	澁江 修身
委員	15番	野村 春男

4. 欠席委員 （0人）

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第11号までについて

議案第1号 佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について

議案第2号 佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 特定農地貸付の変更承認について

議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 所有者を確知することが出来ない農地に係る告示について

議案第9号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上岡幸宏

参事 磯部高志

農地調整係 係長 荻原美江

主査 飯塚康夫

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

主事補 島田佳汰

7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和6年第2回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名でございます。

また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議長

事務局長の報告のとおり、出席委員数は16名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号8番 中島福一委員、議席番号9番 小林秀男委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、柿沼誠一郎主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第 1 号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第 3 条の規定により報告します。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第 2 号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第 2 号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第 5 に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第 1 号から議案第 1 1 号まででございます。

はじめに、議案第 1 号「佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について」を議題といたします。事務局をして議案第 1 号の説明をさせます。

事務局

議案第 1 号 佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について、佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する佐野市農業委員会規程の制定について、委員会の議決を求めます。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出 佐野市農業委員会会長。

佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する佐野市農業委員会規程

佐野市農業委員会の所管に関する佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和 5 年佐野市条例第 4 0 号）の施行については、佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和 5 年佐野市規則第 4 5 号。以下「市規則」という。）の例による。この場合において、市規則（第 1 3 条の表 市長が作成する印鑑に関する証明書の項を除く。）中「市長」とあるのは「佐野市農業委員会」と、「市長等」

とあるのは「佐野市農業委員会等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、佐野市農業委員会が定める。

附則 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

制定の理由は、行政手続きのデジタル化を推進するため、市の例規で定める各種手続き等について、包括的に電子申請等が可能となるよう、必要な事項を定めるための佐野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例と規則が制定されました。農業委員会においても、農業委員会の所管に関する情報通信技術を活用した行政の推進について、新たな市の条例・規則に準じた取扱いを行うための規定となります。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。はい。議席番号3番 石田 光委員どうぞ。

3 番
石田委員

佐野市の方で情報技術を活用した条例を公布したということなですけれども、具体的に今までと今後と、例えば電子申請とかありましたけど、それがどう変わっていくのか。それと佐野市全体がそういう話になっていくのでしょうか、農業委員会として印鑑などは電子の形になったりするのでしょうか、農業委員会の申請だとか、それも電子申請としていくのかなと思ってまして、具体的に今までと今後がどう変わっていくのか、具体的にもし分かればお願いします。

事務局

具体的にはまだできなくて申し訳ないのですが、今後ですけれども、今現在例えば農地台帳とかも電子で閲覧できるかと思うのですが、ゆくゆくはそちらを使って、電子申請の方が農地法に関しても可能になるのではないかとということで、先々必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

3 番
石田委員

まだ具体的に何がどうなるというのは決まってなくて、とりあえず決めておくという話なんですね。農業委員会はそうでしょうけれど、佐野市全体としては、もうすでに何かが始まるためにこういう規則を作ったのではないかと思うのですが、そういうのもまだ分かっていないのですか。

事務局

そこまでは、こちらでは把握しておりません。

3 番
石田委員

わかりました。ありがとうございました。

議 長

ほかに質疑はありませんか。以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 1 号について、提案のとおり規程を制定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第 1 号については、提案のとおり規程を制定することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) についてを議題といたします。事務局をして説明をさせます。

事務局

議案第 2 号 佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) について、佐野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案) について、意見を求めます。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出 佐野市農業委員会会長。

令和 5 年 4 月 1 日施行の農業委員会等法の改正に伴い、農業委員会が「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めることが、努力義務から義務化となりました。見直しは 3 年ごとに、委員の改選期に行うこととしており、今年度が委員の改選期のため、見直しを行うこととなります。事務局で素案を作成し、過日、農地等の利用の最適化の推進に関する指針策定委員会でご協議いただき、1 月の全員協議会でも皆さまから了承されましたので、本日総会の議案とさせていただきました。

それでは、指針(案)の修正部分について、1 月の全員協議会と重ねての内容となりますが、ご説明いたします。

初めに、指針全体を通してですが、文末表現を「ですます調」の敬体から「である調」の常体に変更しました。また、必要な部分に文言を追加いたしました。

それでは、「第 1 基本的な考え方」をご覧ください。下の方ですが「なお、この指針は、」の後に佐野市農政課で作成した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に関する文言を、参考例を基に追加しました。さらにその下、単年度の具体的な活動に係る文言も参考例を基に追加しました。

続きまして、「第 2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」をご覧ください。

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標の表ですが、「令和 5 年度最適化活動の目標

の設定等」(令和5年4月1日現在)の緑区分の遊休農地の解消目標面積1.7haを参考に、今後は緩やかに解消されると見込んで単年度解消目標面積を1haとしました。

(2) 遊休農地解消の具体的な推進方法、(3) 遊休農地解消の評価方法につきましては、一部文言を削除しました。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標ですが、佐野市の「基本的な構想」に係る番号と文言を修正しました。下の表をご覧ください。管内の農地面積は、単年度20ha減少を見込み、佐野市の「基本的な構想」での目標集積率50%を11年度で達成するように表のように試算しました。

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた具体的な推進方法ですが、佐野市の「基本的な構想」を基に文言を加除しました。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標ですが、一部文言を削除しました。表につきましては、新規参入の目標を単年度5経営体としました。その他は、記載のとおりです。

今後、指針の変更等が必要になった際は、その都度協議し修正を加えて行きたいと思えます。以上説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。事務局の報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条750番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.05km 所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、管理機4台を所有しております。主な経営作物は、ネギ、ダイコン、ハウレンソウとなっております。農作業従事人数は2人、従事日数は350日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条751番 契約内容は、贈与による所有権の移転です。申請地までの距離は0.1km 所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、耕運機1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。

3条752番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は8.0km 所要時間は20分です。大農機具の所有状況は、管理機、刈払機各1台を所有、トラクター1台をリースしております。主な経営作物は、野菜、果樹となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は600日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果問題なしとのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、議案第3号3条751番と752番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条751番と752番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

3条751番 申請人は、以前より所有者が遠方にお住いであること

から、申請地の管理を任されておりました。今後は正式に所有権を取得した上で農業をやっていききたいと思い、今回農地を取得し、野菜を中心に営農していく予定となっています。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、1名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、野菜の栽培を行っていき、出荷はせずに全て自家消費の予定となっております。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。

3条752番 申請人は、外国の出身ですが、現在は日本国籍を取得しています。祖国では学生の頃に学ぶ科目として農業があり、様々な野菜の栽培方法を学んできたそうです。今後は栽培技術について知り合いの農業者から指導を受けながら、今回空き家と農地を一緒に取得し、今後は野菜を中心に営農していく予定となっています。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、2名で農業経営をしていきます。作付計画としましては、野菜、果樹の栽培を行っていく予定となっております。販売先は、直売、インターネット等を予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては適当であると判断いたしました。以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。以上で審査会の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「特定農地貸付の変更承認について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 特定農地貸付の変更承認について、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

特定農地貸付とは、市民農園の利用者への農地の貸付のことであり、特

定農地貸付を行うためには、市民農園の開設者が農業委員会に申請して、その承認を受ける必要があります。本市においては、令和2年3月の農業委員会総会において佐野農業協同組合が開設者となって市民農園を開設するという申請があり、承認されております。今回の申請内容としましては2点ございまして、1点目が既に開設している市民農園について一部契約を解除すること、2点目が新たに市民農園を開設すること、この2点について合わせて佐野農業協同組合から変更承認申請がされておりますので、この後順に詳しい内容について説明させていただきます。

(議案第4号 朗読し説明)

特定農地貸付に関する法律の特例に関する法律検討状況は、第2条1については農園における1区画の面積が、10aを超えないようにするというものですが、10aを超える区画はありませんので該当ありと思われれます。第2条2、3に関しましては、農協から提出されている貸付規程に記載があるため問題ありません。第2条4について、組合員であることを農協に確認してあるため問題ありません。第3条2については、特定農地貸付を行う際に、農業委員会に提出が必要な貸付規程に必要な条件について記載があるかを確認するものであり、すべて条件に合う記載がございましたので問題ありません。第3条3の1につきましては、現地を地区担当委員に確認していただきまして、問題ないとのことでしたので、こちらも該当ありと思われれます。最後に第3条3の2については、こちらも貸付規程に記載がありましたので問題ありません。

以上のことから、本申請は承認相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号について、申請のとおり変更承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については申請のとおり変更承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農地法施行規則第29条第1項該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

申請内容の説明に入る前に、農地法施行規則第29条第1項について説明をさせていただきます。農地法施行規則第29条第1項については、農地法第4条の制限の例外になります。耕作権を有している農地に対して、その者の耕作の事業のための農道であったり、2a未満（200㎡）の農業用施設用地として利用する場合、農地転用の許可が不要となっています。農地法施行規則第29条第1項該当証明願については、申請いただいた内容が、これらの要件に該当することの証明を出して問題ないか、委員の皆様判断していただくものになります。では案件の説明に移ります。

（議案第5号 朗読し説明）

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号29条46番について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条46番について報告します。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が2a未満で、転用目的が自己の耕作のための農業用倉庫であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。よって、議案第5号については願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号4条161番と162番について、調査班、お願いします。

調査班

4条161番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地ということで許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

4条162番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農用地ということで許可の基準は原則不許可です。立地基準は、転用目的が農業用施設に該当し、一般基準は2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなり、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第6号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第7号5条1060番から1063番について、調査班、お願いします。

調査班

5条1060番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、既存の施設の拡張に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条1061番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条1062番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立

地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1063番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。はい。議席番号3番
石田 光委員どうぞ。

3番
石田委員

位置的によく分からないのですが、1061番の物流倉庫の位置ですが、議案書の申請地の地図の所で、黒い枠で囲ってあって申請地となっているのですが、そこが申請地なのか、現地調査報告書の色が塗ってある所がありますが、どこが倉庫なのか。これを見ると申請地は東側が市道幅員3m、どこなんですか。西が認定外道路幅員2m、南が認定外道路幅員1m。北が山林。四角く黒枠で囲っているのが全部で〇〇㎡。何かこの図面と説明が良く分からない。

事務局

わかりにくくて申し訳ないのですが、今回の申請地として出ている農地部分については、斜線の部分です。全体の事業敷地として、黒枠で囲われている農地以外の部分も含めて、物流倉庫として利用する計画となっています。周辺の状況につきましては、全体の物流倉庫の隣接する状況についても書かせていただいていますので、実際の現況とちょっと違う場所もあったりするのですが、公図上、その認定外道路になっているとか山林になっているとか、そういった状態も含めて周辺の状況として書かせていただいています。ちょっとわかりにくくなっていて申し訳ないのですが、ご理解いただければと思います。以上です。

3番
石田委員

分かりました。この斜線で塗ってある所が農地で、それが合わせて〇〇㎡で、その他の囲ってあるような色が塗ってある所が全て山林だと、こういう話なんですね。その中に〇〇㎡の物流倉庫を新たに建てるということですか。分かりました。この説明では私も理解できなかったのもので、

現地を見てませんのですみませんでした。どうもありがとうございました。

議 長

他に質疑はありませんか。これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号「所有者等を確知することができない農地に係る告示について」を議題といたします。事務局をして議案第8号の説明をさせます。

事務局

議案第8号 所有者等を確知することができない農地に係る告示について、農地法（昭和27年法律第229号）第33条第1項に規定する農地に該当する農地について、同条第2項の規定により準用する同法第32条第3項の規定により、別紙のとおり告示することについて意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第8号 朗読し説明)

なお、本議案は、所有者等を確知することができない農地に係る告示をすることの意見を求めるものです。本議案が承認されると、告示をし、2か月の告示期間に所有権等を申し出る者がいなければ、その旨を農地バンク（農地中間管理機構）に通知します。農地バンク（農地中間管理機構）は、利用権の裁定を県知事に申請します。その後、栃木県知事が裁定し、農地バンク（農地中間管理機構）による利用権が設定されます。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第8号について、別紙のとおり告示することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第8号については別紙のとおり告示することに決定いたしました。

次に、議案第9号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第9号の説明をさせます。

事務局

議案第9号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第9号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の31番について、議席番号2番 川田恒夫委員が議事参与の制限に該当します。31番について審議します。川田恒夫委員の退室をお願いいたします。

(川田委員 退室 14:35)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の31番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第9号利用権設定関係の31番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。川田恒夫委員の入室をお願いします。

(川田委員 入室 14:36)

次に、利用権設定関係の31番以外及び、所有権移転関係の案件について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の31番以外及び、所有権移転関係の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第9号利用権設定関係の31番以外及び、所有権移転関係の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第10号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第10号の説明をさせます。

事務局

議案第10号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第10号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第10号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第10号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第11号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題といたします。事務局をして議案第11号の説明をさせます。

事務局

議案第11号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和6年2月21日提出 佐野市農業委員会会長。

すでに中間管理権の設定された農地について、新たな担い手に貸し付ける計画になっています。

(議案第11号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第11号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第11号の案件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

さて、お手元にお配りしました「農地法第4条及び第5条申請に係る意見聴取（令和6年1月分）に対する回答について」をご覧ください。令和6年第1回の定例会において議決し、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取した案件でございますが、許可相当との意見を得ましたので、

他法令との調整のうえ会長専決にて許可書を交付したことをご報告いたします。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和6年第2回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時43分閉会